

千代田区介護支援専門員研修費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）の介護保険サービスの利用者を担当する介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の資格の更新等に係る研修費用の一部を助成することにより、介護支援専門員等の経済的負担の軽減を図り、もって質の高いケアマネジメントを確保することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱において助成を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 千代田区介護サービス推進協議会に登録をしている事業所に勤務する介護支援専門員等であること。

(2) 助成申請日において、区の介護保険サービスの利用者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成について、一の利用者に対して1年以上行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、区の介護保険サービスの利用者の相談業務に従事する者であって、千代田区長（以下「区長」という。）が特に必要があると認めるものは、同項各号のうち、同項第2号の要件を満たしていない場合であっても、この要綱による助成を受けることができる。

(助成対象研修及び助成額)

第3条 助成対象となる研修は別表に定めるものとし、その助成額は当該研修に係る費用に同表に定める助成率を乗じて得た額とする。この場合において、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請等)

第4条 助成を受けようとする介護支援専門員等は、研修受講修了後3か月以内に千代田区介護支援専門員研修費用助成申請書（第1号様式）に研修受講の修了を証明できる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

(助成の制限)

第5条 区は、申請者が国、都道府県又は他の区市町村から介護支援専門員研修の受講に係る経費の助成を受けている場合は、助成しないものとする。

(助成の決定)

第6条 区長は、第4条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは助成を決定するとともに、千代田区介護支援専門員研修費用助成支給決定通知書（第2号様式）を、不適当と認めるときは千代田区介護支援専門員研修費用助成不支給決定通知書（第3号様式）を申請者に交付する。

(助成金の請求等)

第7条 前条の規定により助成の決定通知を受けた介護支援専門員等は、速やかに助成金請求書(第4号様式)を区長に提出し、助成金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求に基づき、助成金を交付する。

(助成の取消し)

第8条 区長は、助成金の受給者が次のいずれかに該当する場合は、助成の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) その他、区長が相当の理由があると認めたとき。

(助成金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により助成の決定を取り消したときは、受給者が既に受領している助成金を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関しては、千代田区補助金等交付規則(昭和48年千代田区規則第15号)の定めるところによる。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月1日30千保高介発第0234号)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

| 助成対象となる研修(研修時間) | 助成率 |
|---------------------|-----|
| 専門研修過程Ⅰ(56時間) | 3/4 |
| 専門研修過程Ⅱ(32時間) | |
| 専門研修過程Ⅰ・Ⅱ(88時間) | |
| 主任介護支援専門員研修(70時間) | |
| 主任介護支援専門員更新研修(46時間) | |

様式(別添のとおり)